

保育園入園児童の

受付を始めます

◆受付期間 11月15日(月)～12月15日(水)(土・日・祝日を除く)

◆受付窓口(申し込み用紙は、受付窓口で配布)

○子育て支援課(市役所1階) ☎251128

○市民福祉課(総合支所1階) ☎21331(内線316)

入園資格

保育園(所)の入園資格は、児童の保護者及び同居の親族が、次のいずれかの事情により児童を保育することができない場合です。

①昼間家庭外で仕事をしている場合

②昼間家庭で児童と離れ、日常の家事以外の仕事(内職を含む)をしている場合

③母親が妊娠中、又は出産後で保育できない場合(産後、産後2か月までの期間)

④病気・心身障害などにより保育できない場合

⑤家庭に、長期にわたる病人や障害のある人がいて、看護をするため保育できない場合

⑥火災その他の災害復旧のため保育できない場合

⑦①～⑥に類する状態であると市長が認めた場合

入園の決定

入園申し込みの際は、必ず希望する保育園を見学したうえでお申し込みください。

入園の決定は、2月中旬から3月上旬に通知によりお知らせします。(入園の判定は、先着順ではありません。)

※児童の年齢によっては定員の関係で、希望する保育園に入園できない場合があります。第2、第3希望の保育園も記入してください。

保育料の決定

保育料は、前年又は前々年の税額で決まるため、次の書類が必要です。申し込み後、書類の準備ができ次第提出してください。保育料は3月下旬に決定し、通知します。

○平成22年分所得税額が分かる書類(源泉徴収票のコピー)又は確定申告書のコピー

保育園(所) 一覧表



保育園(所)名称	定員(人)	所在地	電話
市立いずみ保育所	90	小島5-5-45	24891
市立藤田保育所	60	牧西30	242886
市立久美塚保育所	90	児玉町児玉2351-1	24386
市立金屋保育所	90	児玉町金屋1173	21238
市立秋平保育所	60	児玉町秋山2527-1	21167
市立共和保育所	60	児玉町蛭川885	210104
旭保育園	90	駅南1-5-20	23398
本庄保育園	150	小島1-5-18	23913
こぞくら保育園	200	栄3-6-34	25812
若草保育園	90	仁手669-4	215001
梅花保育園	90	見福1-2-7	224474
日の出保育園	100	沼和田1020	215263
みどり保育園	90	寿3-10-30	215957
聖徳本庄保育園	60	栄2-10-14	214365
小島南保育園	60	小島南3-1-5	215543
北泉保育園	120	西五十子620-1	242572
たんぼぼ保育園	60	今井1328	219890
ほぼえみ子どもの国保育園	35	緑2-15-5	231018
児玉保育園	170	児玉町児玉2448-1	220186
西光保育園	60	児玉町塩谷85-1	225147
西光第二保育園	60	児玉町吉田林447-6	225473

入園以外の事業

各保育園では、次の事業を行っています。各事業への申し込みは、直接各保育園へご連絡ください。

■一時預かり
連絡ください。

■特定保育
急用等で一時的に子どもを保育してほしい場合などに利用できます。(いずみ保育所、久美塚保育所、梅花保育園、北泉保育園、児玉保育園、西光保育園、西光第二保育園で実施)

■子育て支援センター
就園前の親子を対象に、育児の悩みを解消するための事業を行います。各事業への申し込みは、直接各保育園へご連絡ください。

■病後児保育
病気の回復期の児童で、集団保育が困難な場合、保育所に付設された専用の保育室で一時的に保育します。(いずみ保育所で実施)

■家庭保育室
市内には家庭保育室があります。入所を希望する人は、直接左記へご連絡ください。
○加川ベビールーム(日の出4-3-4 ☎240586)



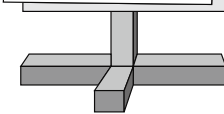
この笑顔、いつまでも！

11月は児童虐待防止月間です

平成22年度標語

みすごすな

幼い子どものSOS



★子育て支援課
☎1130

児童虐待とは

児童虐待とは、親や養育者が、子どもの心や体を傷つけ、健全な成長や人格の形成に重大な影響を与える行為をいいます。「しつけ」と思っている行為でも、現実には子どもの心や体に傷つく行為であれば、それは虐待です。親の立場より、子どもの立場で判断することが大切です。具体的には次の4つのタイプがあります。

身体的虐待

なぐる、ける、体を激しくゆさぶるなど

性的虐待

性的行為を強要したり、ポルノの被写体にするなど

心理的虐待

子どもの心を傷つけるようなひどいことを言ったり、無視、きょうだい間の差別、また、子どもの目の前でドメスティックバイオレンス

(配偶者からの暴力)を行うなど

ネグレクト(保護の怠慢・拒否)

食事を与えない、ひどく不潔なままにする、病気やけがをしても病院に連れていかない、乳幼児だけ残して外出するなど

みんなで防ぐ児童虐待

虐待は家庭の中で起こっていることが多いため発見されにくく、しかも親が相手なので子どもは、自ら救いを求めたりすることが困難です。

「もしかして、虐待？」と思った時は、迷わず次の相談先までご連絡ください。(誰から連絡があったか、など個人の秘密は守られます)

【子育て中のみなさんへ】

- ・ どうやって子育てしてよいかわからないで悩んでいる
 - ・ 子どもがいうことをきかずにいつもイライラしている
 - ・ つい子どもをたたいたり、怒鳴ったりしてしまう
 - ・ このようなことで悩んでいませんか。子育ての悩みをひとりで抱えこまず、相談窓口にご相談しましょう。
- 【地域のみなさんへ】
挨拶や声掛けをするなど子

育て中の家庭が孤立しないように見守ってください。

【相談連絡先】

○家庭児童相談室(子育て支援課内) ☎1129

*父子家庭のみなさんへ

児童扶養手当の 手続きはお済みですか

今年8月から、父子家庭にも児童扶養手当が支給されることになりました。

11月30日(火)までに申請した場合、7月31日までに支給要件に該当している人は8月分から、8月1日以降に支給要件に該当した人は要件に該当した日の翌月分から支給されます。期限を過ぎると、手当は申請の翌月分から支給となります。

支給額は所得金額等により決定します。また、所得金額によっては手当を受けられない場合があります。

申請には、戸籍謄本・所得証明書等が必要となる場合があります。お問い合わせください。

ひとり親家庭児童就学 支度金支給制度のご案内

県では、市町村民税非課税

○熊谷児童相談所 ☎048-521-4152

○埼玉県休日夜間児童虐待通報ダイヤル ☎048-779-1154

世帯のひとり親家庭の児童が中学校へ入学するとき、就学支度金を支給しています。次に該当する人は、左記の受付期限までに申請をしてください。受付期限を過ぎると、資格があっても支給されませんのでご注意ください。

対象

母子家庭の母、父子家庭の父、又は父母のいない児童を養育している人で、平成23年4月に中学校へ就学する児童を扶養している市市民税非課税世帯の人(生活保護受給世帯は除く。)

支給額 10,000円

受付期限 12月28日(火)

申請方法 振込先金融機関の通帳を持参のうえ左記へ



★子育て支援課 ☎1130、市民福祉課 ☎1331(内線316)